



FC 桜が丘 クラブ規約

第1条 【名称および所在地】

本クラブは「FC 桜が丘」と称する。
事務局を静岡県静岡市清水区におく。

第2条 【目的】

本クラブは、サッカーを通じて子供たちの人間力の向上を目指す。また、サッカー活動を通じて、地元清水の活性化に貢献することを目的とする。

第3条 【入団資格】

1. 本クラブの趣旨に賛同し、本規約を厳守できる者。
2. 本クラブが定めたセレクションに合格した者。
3. 代表者が入団を認めた者。

第4条 【会費】

1. 入会金 本クラブに入会したとき、入会金を納入しなければならない。金額および納入方法は、別途定めることとする。
2. 年会費 4月1日から3月31日までを事業年度とし、毎年度、年会費を納入しなければならない。金額および納入方法は、別途定めることとする。
3. 月会費 毎年4月から翌年3月までの12ヶ月間、月会費を納入しなければならない。金額および納入方法は、別途定めることとする。
4. その他 遠征・合宿費、クラブ指定の物品購入代金等は実費負担とする。
5. 一旦納入された上記の費用は、理由の如何を問わず返金しない。

第5条 【退会】

クラブ員と保護者双方から退会の申し出があり、所定の届けを提出した後、代表者の許可を得た場合、退会を認める。なお、退会の届け出は退会希望日の30日以上前に行うこととする。

第6条 【休会】

クラブ員と保護者双方から休会の申し出があり、所定の届けを提出した後代表者の許可を得た場合、休会を認める。休会期間中の月会費の金額は、別途定めることとする。

第7条 【除名】

クラブ員および保護者が、次の事項に該当する場合、除名することができる。

1. 本規約に違反したとき。
2. 本クラブの名誉と品格を著しく損なう言動があったとき。
3. 本クラブ内で共有する情報および個人情報等を漏洩したとき。
4. 会費の滞納および納入の意思がないとみなしたとき。

第8条 【保険】

本クラブ員は「スポーツ安全保険」に加入する。手続きは本クラブが行い、費用は年会費に含まれる。クラブ活動中および移動に際する事故等に対する補償は、加入する保険約定の通りとする。また、事故等について、クラブ及び関係者は一切の責任を負わないものとする。

第9条 【免責事項】

本クラブ員は、本クラブにおける盗難、傷害、その他の事故について、本クラブに対して何ら賠償請求をすることはできない。

第10条 【個人情報】

クラブ員の個人情報は、運営およびクラブ発展のため必要な範囲に限り利用できるものとする。本クラブ活動中に記録された撮影物等に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとし、本クラブはそれを広報活動に使用することができる。

第11条 【規約改正】

本クラブは、必要に応じ随時本規約を改正することができる。また、本規約に定めない事項について細則を定めることができる。

附則 この規約は、2017年1月1日から施行する。